

# 風力発電系統連系受付要項

(系統連系申込みの手引き)

平成 25 年 6 月 18 日

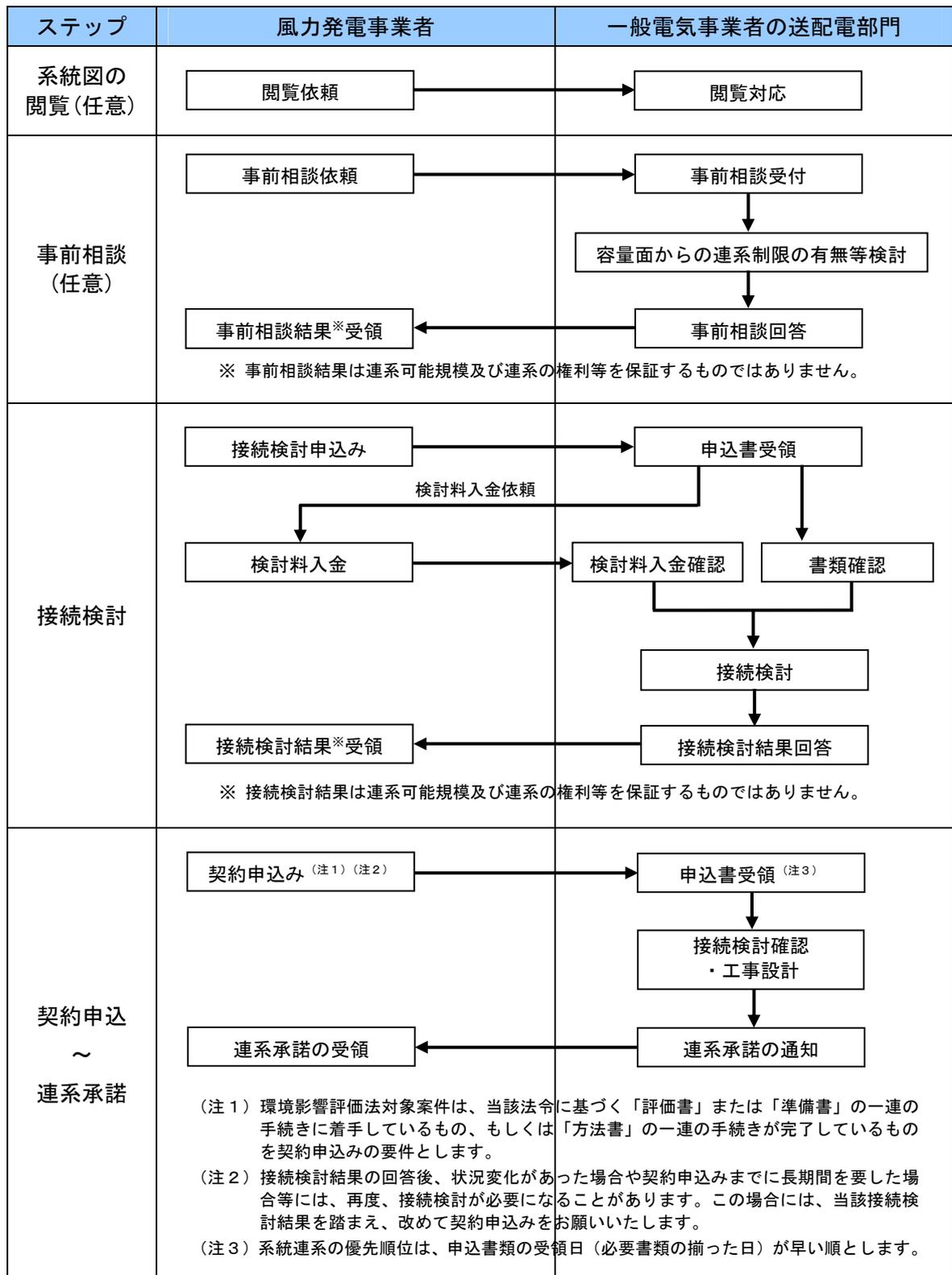
四国電力株式会社

関西電力株式会社

## 目 次

I	風力発電の系統連系に関する手続きの流れ	1
II	系統連系受付の概要	2
1.	受付対象	2
2.	契約申込みの要件	2
3.	受付量	3
4.	申込み上限	3
5.	受付期間	3
6.	申込みにあたっての留意事項	4
III	接続検討申込みの手続き	8
1.	申込みの方法	8
2.	申込みの受領および接続検討料の支払い	9
3.	接続検討の開始	10
4.	接続検討中の確認事項	10
5.	接続検討における系統条件の取扱い	10
6.	受付量の最後となる場合の取扱い	10
7.	接続検討の回答期間	10
8.	接続検討結果の回答	10
9.	代替案に関する接続検討	11
10.	代替案に関する接続検討の回答期間	11
11.	代替案に関する接続検討結果の回答	11
IV	契約申込みの手続き	12
1.	申込みの方法	12
2.	申込みの受領	13
3.	系統連系優先順位の決定方法	14
4.	連系承諾の通知	14
V	契約の締結等について	15
1.	電力受給に係る契約について	15
2.	その他契約書等の締結	15
VI	申込書類の様式	16
1.	申込書類の様式	16
2.	留意事項	16

## I 風力発電の系統連系に関する手続きの流れ



電力受給に係る契約締結・工事負担金契約等の締結

## II 系統連系受付の概要

### 1. 受付対象

次の条件を満たす風力発電プロジェクトを受付対象といたします。

- ①四国で立地を予定しているプロジェクト（以下、「四国プロジェクト」）または淡路島南部で立地を予定しているプロジェクト（以下、「淡路島南部プロジェクト」）であって、四国電力株式会社（以下、「四国電力」）または関西電力株式会社（以下、「関西電力」）が所有する供給設備への連系を希望するもの。
- ②1プロジェクトあたりの出力が20kW以上<sup>（注1）</sup>のもの。
- ③系統連系に係る契約の申込後、4年<sup>（注2）</sup>以内に電力受給開始が可能なもの。
- ④全発電機の合計出力が500kW以上のものについては、需要の少ない軽負荷期や夜間などで、電力供給量を需要とバランスする状態まで減少させるための調整力（下げ代）が不足すると見込まれる場合に、四国電力の給電指令に従い、当該プロジェクトの全発電機の合計出力を一定の出力上限値以下に制御（以下、「出力制御条件」）または全発電機を停止していただけるもの。

（注1）出力20kW未満の風力発電設備は、本受付とは別に、随時、受付を行います。

（注2）ただし、法令または条例による環境影響評価に係る対応などで、やむを得ず電力受給開始を延伸する場合は、この限りではありません。

### 2. 契約申込みの要件

契約申込みにあたっては、連系地点、風力発電機の仕様、連系および運用開始時期等、プロジェクトの基本的事項が確定していることが前提となります。このため、風況調査の実施状況、資金調達計画、用地確保状況、環境影響評価の状況、自治体等との調整等、プロジェクトの進捗状況についても、申込書類等を通じて確認させていただきます。プロジェクトに必要な用地が他の風力発電事業者のプロジェクトと重複しないように自治体・地権者等に事前確認のうえ申込みください。なお、申込書類の確認時その他において、計画の実現性が認められない場合には、当該申込を無効とします。

また、環境影響評価法（以下、「アセス法」）対象案件の場合には、当該法令に基づく「評価書」または「準備書」の一連の手続きに着手しているもの、もしくは「方法書」の一連の手続きが完了しているもの<sup>（注3）</sup>を受付要件といたします。

（注3）「評価書」一連の手続きに着手しているものとは、電気事業法第46条の16または「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日経済産業省）」（以下、「実施要綱」）第四の2に基づく評価書の届出を行っているものを指し、評価書の届出書（日付が確認できるもの）の写しおよび電気事業法第46条の14または実施要綱第三の8に基づく準備書に対する経済産業省の勧告または通知文書（いずれも日付が確認できるもの）の写し、電気事業法第46条の12または実施要綱第三の6に基づく準備書についての意見の概要等の届出書の写しの提出を求めます。

「準備書」の一連の手続きに着手しているものとは、電気事業法第46条の11または実施要綱第三の2に基づく準備書の届出を行っているものを指し、準備書の届出書（日付が確認できるもの）の写しおよび電気事業法第46条の8または実施要綱第二の8に基づく方法書に対する経済産業省の勧告または通知文書（いずれも日付が確認できるもの）の写し、電気事業法第46条の6または実施要綱第二の6に基づく方法書についての意見の概要等の届出書の写しの提出を求めます。

「方法書」の一連の手続きが完了しているものとは、電気事業法第46条の8または実施要綱第二の8に基づく方法書についての勧告または通知が行われたものを指し、当該勧告または通知文書（いずれも日付が確認できるもの）の写しの提出を求めます。

### 3. 受付量

原則として、60万kW<sup>(注4)</sup><sup>(注5)</sup>に達するまで随時受付いたします。

(注4) 既に営業運転を開始している風力発電設備および申込者から契約申込みを受け、連系承諾の通知を実施した風力発電設備を含みます。なお、過去受付の案件にて中止・辞退が発生した場合には、当該案件相当量の受付が可能となります。

(注5) 受付量である累計60万kWを超過しない範囲で受け付けます。ただし、受付量を跨ぐ案件については、累計60万kWを超過しない範囲まで申込出力の減少をお願いいたします。

### 4. 申込み上限

風力発電の1開発エリアを申込みの単位とし、1事業者あたりの申込み上限は設けません。なお、1事業者が複数のプロジェクトの接続検討を申込み場合は、プロジェクト単位で別々に申込書類を提出していただきます。

### 5. 受付期間

受付量に到達した<sup>(注6)</sup>日までとします。

(注6) 受付量に到達する案件に対して連系承諾の通知を実施した時点とします。

なお、契約申込みの受付時点で、受付量を超過する見込みがある場合は、申込みの受付順に一旦、受付を保留とさせていただきます。

※ 系統連系優先順位については、「IV 契約申込みの手続き 3. 系統連系優先順位の決定方法」をご参照ください。

## 6. 申込みにあたっての留意事項

### (1) 出力制御条件の概要

需要の少ない軽負荷期や夜間などで、四国電力の電力供給量を需要とバランスする状態まで減少させるための調整力（下げ代）が不足すると見込まれる時間帯において、四国電力の給電指令（出力制御指令）に従い、当該プロジェクトの全風力発電機の合計出力を一定の出力上限値以下に制御していただきます。

全風力発電機の合計出力が500kW以上の設備は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづき出力抑制の対象となり、このうち合計出力が2000kW以上のものについては、次のような方法で出力制御を行っていただきます。なお、合計出力が500kW以上2000kW未満のものについては、事前の給電指令による出力制御（全台停止を含む）を想定していますが、具体的な方法は個別に協議させていただきます。

#### a. 出力制御の方法

##### i) 出力制御方法

出力制御指令は、給電用情報伝送装置（事業者の負担により設置いただきます。）により出力上限値を伝送して行います。

出力制御指令は、原則として、事前に予告した上で行いますが、風況などにより緊急的な対応が必要な時には、予告なしに指令する場合があります。

出力制御指令における出力上限値は、当該プロジェクトの風力発電機の定格出力合計に対する％値（1％刻み、0％：全台停止、100％：制約なし）により指令しますので、出力上限値指令後、以下に定めるとおり、風力発電機の出力制御を事業者の責任において実施していただきます。

事業者が出力上限値指令を受ける時間帯	出力上限値まで出力を下げる場合の制御完了時間	出力上限値まで出力を上げる場合の制御開始時間
X時00分～ X時15分未満	X時30分まで	X時30分以降
X時15分～ X時30分未満	X時45分まで	X時45分以降
X時30分～ X時45分未満	(X+1)時00分まで	(X+1)時00分以降
X時45分～ (X+1)時00分未満	(X+1)時15分まで	(X+1)時15分以降

ii) 指令値の送受信

出力制御指令における出力上限値の情報伝送には、原則としてサイクリック・デジタル情報伝送装置（CDT）を用いるものとし、以下に定める信号の送受信に対応していただきます。

信号種別	四国電力→風力発電所	風力発電所→四国電力
スーパービジョン	予告信号 （予告時は1、予告解除まで信号継続） 出力制御信号 （出力制御指令中は1、事前の予告信号なしで出力制御が行われる場合は予告信号も同時に送出） 出力上限値変更信号 （出力上限値変更時に1）	予告確認中信号 （予告信号確認で1、予告解除の確認まで信号継続） 出力上限値確認信号 （出力上限値変更確認で1） 下り伝送異常 （四国電力→風力発電所向け情報を正常に受信できない場合に1）
テレメータ	出力上限値 （0～100、BCD3桁）	有効電力 （風力発電所の合計出力）

出力制御指令における出力上限値の受信箇所は、原則として風力発電所とします。  
出力制御のための情報伝送ができない場合には、電話による指令とします。

b. 出力制御の確認

風力発電機の出力制御が適切に実施されていることの確認は、出力制御時における風力発電機の合計出力の30分平均値が指令値を超過していないことにより行います。出力制御が適切に実施されていないことが確認された場合は、事業者の責任において、出力制御方法を改善していただきます。

c. 発電可能電力量の提出

出力制御時における30分毎の発電可能電力量（出力制御を実施しなかったと想定した場合の発電電力量）を算出し、月単位で集約の上、翌月10日までに電子データで提出していただきます（提出データの様式は、連系承諾を通知した事業者に対し、別途、送付いたします。）。

d. 出力制御の動作確認

電力需給状況に応じた出力制御に加え、年1回程度（2時間程度／回）、出力制御の動作確認を行うことがあります。

e. 出力制御日数の目安

現時点で想定される出力制御日数の上限の目安は、年間30日です。

(2) 連系にあたっての工事区分

風力発電設備と電力会社の供給設備を連系する場合の工事区分は、次のとおりといたします。

(事業者の施工範囲)

電力会社の供給設備との連系点までの事業者の連系用送電線、および必要な通信線等

(電力会社の施工範囲)

事業者の連系用送電線と電力会社の供給設備との連系にあたり必要となる送電設備、変電設備、通信設備等の新設、取替、改修工事

なお、連系に伴い必要となる上記設備工事の費用については、工事費負担金として事業者(または四国電力または関西電力と電力託送契約を締結する契約者)より申し受けます。

(3) 電力品質の保持、給電運用に関する要件

電力の品質保持および保守・保安上の観点から、供給設備の停止作業時、事故時および給電運用上必要な場合は、出力制御条件にかかわらず、給電指令に従い、風力発電設備を系統から解列していただくことがあります。

また、風力発電設備が供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼす場合、または悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合は、電力の受給を停止し、事業者によるその改善に必要な措置を講じていただきます。

なお、上記の場合、事業者の受けた損害について、四国電力および関西電力は賠償の責めを負いません。

(4) 受給料金単価

電気事業者<sup>(※)</sup>との協議により決定していただきます。

(※) 四国電力、関西電力などの一般電気事業者の他に、特定規模電気事業者、特定電気事業者を含みます。

(5) 受給期間

電気事業者との協議により決定していただきます。

(6) その他の要件

電気事業法および関係法令等を遵守していただきます。

また、系統連系に関しては、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、四国電力が定める「系統アクセス検討指針」、「低圧系統連系指針」または関西電力が定める「系統アクセス検討に関する通達」等にもとづき実施するもの

とし、申込み後にこれらが改正された場合は、改正後のものを適用することをご了承いただきます。

風力発電設備の建設に必要な地元交渉、法手続き、環境対策、設備の試運転・保守等については、すべて事業者の責任で実施していただきます。

#### (7) 申込み名義人

申込みの名義人は単独名義としていただきます。

複数の事業者が共同で申込みされる場合には、いずれか1事業者を代表会社として特定して手続きを行っていただきます。この場合、代表会社が本申込みに係る一切の権利・義務について責任を負っていただきます。

また、申込みにあたっての手続き開始後に、事業者が本申込みに係る事業のための新会社を設立する場合には、その新会社が本申込みに係る一切の権利・義務について責任を負うことといたします。

### Ⅲ 接続検討申込みの手続き

発電設備を四国電力または関西電力の系統に連系する場合、契約申込みに先立ち、接続検討を行います。なお、接続検討申込みに先立ち、系統連系希望地点付近の系統図の閲覧、事前相談（容量面からの連系制限の有無等検討）を希望される場合は、申込受付窓口にお申し出ください。

#### 1. 申込みの方法

##### a. 申込書類

申込者は、申込書類※を1プロジェクトにつき正1通、副2通の合計3通作成してください。なお、申込みは単独名義としていただきます。

※ 接続検討に係る申込書類は、以下のとおりいたします。

（四国プロジェクト）

「Ⅵ 申込書類の様式」に定める別紙1-1から別紙1-3のうち連系電圧に応じ、いずれかを使用してください。

（淡路島南部プロジェクト）

「Ⅵ 申込書類の様式」に定める別紙1-4から別紙1-6のうち連系電圧に応じ、いずれかを使用してください。

##### b. 申込方法

上記申込書類一式（正1通、副2通、合計3通）を原則、郵送にてご提出ください。なお、郵送に係る費用は申込者にてご負担ください。

##### c. 提出先

（四国プロジェクト）

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 電力輸送本部 系統運用部 託送サービスセンター

風力発電申込受付窓口

（淡路島南部プロジェクト）

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社 電力流通事業本部 送電サービスセンター

風力発電申込受付窓口

## 2. 申込みの受領および接続検討料の支払い

接続検討に係る申込書の提出を受けた後、直ちに接続検討料の振込用紙・請求書等を送付するとともに、申込書一式を受領した順に申込み内容に不備がないかを確認し、不備があった場合には、申込者へ修正、追加資料の再提出を求めます。

接続検討にあたっては、四国プロジェクトは四国電力、淡路島南部プロジェクトは関西電力へ、1受電地点1検討につき20万円に消費税等相当額を加えた金額を検討料としてお支払いいただきます<sup>(注)</sup>。なお、お支払いいただいた検討料は、原則として返却いたしません。また、指定口座への支払いに係る振込手数料は申込者にてご負担ください。

(注) 低圧連系の場合、接続検討料を申し受けないことがあります。

### (1) 書類確認

申込内容が本要項に適合しているか確認します。なお、次の事項に該当する場合は、申込みを無効といたします。

- ・ 代表者の記名捺印がないもの
- ・ 必要諸元に記載のない項目があるもの
- ・ 申込書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 申込者の経営状態・経営者、計画内容、現行法制度から見て、不当な目的のために申込がなされたと判断したもの
- ・ 本要項の内容に違反したもの
- ・ その他、不適格と判断したもの

### (2) その他留意事項

申込書類はできるだけ具体的に記載してください。

申込書類は日本語で記載してください。

申込書類提出後の差し替えおよび修正は原則認めません。

提出のあった申込書類は、返却いたしません。

申込書類の確認にあたっては、必要に応じ、説明および追加資料の提出を要請することがあります。

四国電力および関西電力は、本要項の運営にあたって必要があれば、申込書類の内容その他申込みに係る事項等について情報共有するものとします。

また、以下を除いて守秘義務を負うものいたします。

- ・ 申込みされたプロジェクトの件数、規模
- ・ その他、事業者の了解を得た事項

申込みに係る一切の費用は申込者の負担とします。

予期せぬ事態の発生などにより、受付を一時中断することがあります。

### 3. 接続検討の開始

接続検討に必要な書類が揃い、かつ接続検討料が支払われたことを条件に接続検討を開始いたします。

### 4. 接続検討中の確認事項

接続検討申込書類に記載されている内容および関連する事項について、お問い合わせをさせていただきます場合があります。また、それらに記載のない事項についても、検討の過程で必要となる資料を提出していただく場合があります。

### 5. 接続検討における系統条件の取扱い

接続検討を行う場合には、当該プロジェクトが連系を予定している系統に、当該申込時点で契約申込済みの発電設備が系統連系することを前提とします。

なお、当該プロジェクトの契約申込時には、他の発電設備の連系などにより、再度、接続検討が必要となる場合があります。

### 6. 受付量の最後となる場合の取扱い

受付量の最後となるプロジェクトについては、受付量以下となるよう出力を減少することを条件に接続検討を実施します。

出力を減少する場合、申込書類を差し替えていただくこととし、差し替え前の申込書類は無効といたします。

出力の減少は、発電機基数の減少または出力抑制装置<sup>(注)</sup>の設置のいずれかの方法によるものといたします。

(注) 出力抑制装置：電氣的・機械的に確実な方法で、全風力発電機の合計出力を一定値以下に抑制する装置を指します。

### 7. 接続検討の回答期間

接続検討を開始してから検討終了次第すみやかにかつ3か月以内に回答いたします。

なお、逆変換装置を用いている発電出力が500kW未満のものについては2か月以内、低圧連系については1か月以内に回答いたします。

### 8. 接続検討結果の回答

回答する内容は、以下のとおりといたします。

- ・接続検討の申込者が希望した受電電力に対する連系可否および連系ができない場合は、その理由および代替案（代替案を示すことができない場合はその理由）
- ・系統連系工事の概要（申込者が希望する場合は設計図書または工事概要図等）
- ・概算工事費（内訳を含む）および算定根拠
- ・工事費負担金概算（内訳を含む）および算定根拠

- ・ 所要工期
- ・ 発電者側に必要な対策
- ・ 前提条件（検討に用いた系統関連データ）
- ・ 運用上の制約（制約の根拠を含む）

なお、上記の回答内容は、検討実施時点で把握できる条件下での検討結果であり、実際の工事実施時には、事業者側あるいは電力会社側の工事内容が変更となる場合もあります。

接続検討結果は、連系可能規模および連系の権利等を保証するものではありません。申込者のプロジェクトが連系できなかった場合の損害について、四国電力および関西電力はその責めを負いません。

#### 9. 代替案に関する接続検討

接続検討結果の回答を踏まえ、代替案での接続検討を希望される場合は、代替案に関する接続検討の申込みを受付いたします。

申込みの方法、申込みの受領、代替案に関する接続検討料の支払いおよび接続検討の開始は、接続検討と同じです。なお、検討を要しない場合は、接続検討料を申し受けません。

#### 10. 代替案に関する接続検討の回答期間

代替案に関する接続検討を開始してから検討終了次第すみやかにかつ3か月以内に回答いたします。

なお、逆変換装置を用いている発電出力が500kW未満のものについては2か月以内、低圧連系については1か月以内に回答いたします。

#### 11. 代替案に関する接続検討結果の回答

回答する内容は、以下のとおりといたします。

- ・ 接続検討の申込者が希望した受電電力に対する連系可否
- ・ 系統連系工事の概要（申込者が希望する場合は設計図書または工事概要図等）
- ・ 概算工事費（内訳を含む）および算定根拠
- ・ 工事費負担金概算（内訳を含む）および算定根拠
- ・ 所要工期
- ・ 発電者側に必要な対策
- ・ 前提条件（検討に用いた系統関連データ）
- ・ 運用上の制約（制約の根拠を含む）

なお、上記の回答内容は、検討実施時点で把握できる条件下での検討結果であり、実際の工事実施時には、事業者側あるいは電力会社側の工事内容が変更となる場合もあります。

接続検討結果は、連系可能規模および連系の権利等を保証するものではありません。申込者のプロジェクトが連系できなかった場合の損害について、四国電力および関西電力はその責めを負いません。

## IV 契約申込みの手続き

接続検討結果に同意の上、系統連系を希望するプロジェクトについては、申込受付窓口まで郵送にて申込書類一式を提出してください。

なお、アセス法対象案件の場合には、当該法令に基づく「評価書」または「準備書」の一連の手続きに着手していること、もしくは「方法書」の一連の手続きが完了していることを証する書類が必要ですのでご注意ください。

### 1. 申込みの方法

#### a. 申込書類

申込者は、申込書類（契約申込みに係る申込書※および別紙3～8）および「評価書」または「準備書」の一連の手続きに着手していること、もしくは「方法書」の一連の手続きが完了していることを証する書類（ただし、アセス法対象案件に限る。）を1プロジェクトにつき正1通、副2通の合計3通作成してください。なお、申込みは単独名義としていただきます。

※ 契約申込みに係る申込書類は、以下のとおりといたします。

（四国プロジェクト）

「VI 申込書類の様式」に定める別紙2-1から別紙2-3のうち連系電圧に応じ、いずれかを使用してください。

（淡路島南部プロジェクト）

「VI 申込書類の様式」に定める別紙2-4から別紙2-6のうち連系電圧に応じ、いずれかを使用してください。

#### b. 申込方法

上記申込書類一式（正1通、副2通、合計3通）を、郵送（書留またはレターパックに限ります。）にてご提出ください。（郵送以外の方法でのご提出は受付いたしません。）

なお、郵送に係る費用は申込者にてご負担ください。

#### c. 提出先

（四国プロジェクト）

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 電力輸送本部 系統運用部 託送サービスセンター

風力発電申込受付窓口

（淡路島南部プロジェクト）

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社 電力流通事業本部 送電サービスセンター

風力発電申込受付窓口

## 2. 申込みの受領

契約申込みに係る申込書一式を受領した順に申込内容に不備がないかを確認し、不備があった場合には、申込者へ修正、追加資料の提出を求めます。すべての申込書類が揃った日を受領日といたします。

なお、接続検討の回答時点から変更が生じている場合には、再度、接続検討料を請求の上、接続検討をやり直すことがありますので、予めご了承ください。この場合には、当該接続検討結果を踏まえ、改めて契約申込みをお願いいたします。

### (1) 書類確認

申込内容が本要項に適合しているか確認します。なお、次の事項に該当する場合は、申込みを無効といたします。また、書類確認後に判明した場合も申込みを無効とし、契約締結後に判明した場合には、契約は原則として無効となります。

- ・ 申込資格を満たさないもの
- ・ 代表者の記名捺印がないもの
- ・ 必要諸元に記載のない項目があるもの
- ・ 申込書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 申込者の経営状態・経営者、計画内容、現行法制度から見て、不当な目的のために申込がなされたと判断したもの
- ・ プロジェクトに関して、法律その他制約等により実現性がないと判断したもの
- ・ 本要項の内容に違反したもの
- ・ その他、不適格と判断したもの

### (2) その他留意事項

申込書類はできるだけ具体的に記載してください。

申込書類は日本語で記載してください。

申込書類提出後の差し替えおよび修正は原則認めません。

提出のあった申込書類は、返却いたしません。

申込書類の確認にあたっては、必要に応じ、説明および追加資料の提出を要請することがあります。

四国電力および関西電力は、本要項の運営にあたって必要があれば、申込書類の内容その他申込みに係る事項等について情報共有するものとします。

また、以下を除いて守秘義務を負うものといたします。

- ・ 申込みされたプロジェクトの件数、規模
- ・ 申込みプロジェクト名、事業者名、発電設備の建設地および規模
- ・ その他、事業者の了解を得た事項

申込みに係る一切の費用は申込者の負担とします。

予期せぬ事態の発生などにより、受付を一時中断することがあります。

### 3. 系統連系優先順位の決定方法

系統連系の優先順位は、申込書類の受領日が早い順とします。

また、同一日に複数の申込みがあった場合、もしくはその他の理由で系統連系の優先順位付けが必要であると判断した場合に限り、該当する申込者を対象とした抽選を実施します。

抽選の実施にあたっては、該当する申込者に別途周知するとともに、詳細については、抽選当日に説明します。また、抽選の公平性・透明性を確保するため、原則として該当する申込者の抽選への出席を抽選参加の条件とします。ただし、抽選への出席が困難なときには、抽選の実施前までに「抽選の実施について一任すること、および抽選結果に疑義を申し立てないこと」を約した書面を提出された場合に限り、欠席での抽選参加を認めます。なお、無断で抽選を欠席した場合は、抽選の実施について一任したものとみなします。

### 4. 連系承諾の通知

契約申込みに係る申込書一式を受領後、接続検討確認・工事設計等を行い、系統連系上の問題がないことを確認し、申込者に対して系統連系の承諾通知を送付いたします。

## V 契約の締結等について

### 1. 電力受給に係る契約について

系統連系の承諾通知を受領したプロジェクトの電力受給に係る契約については、各々の販売先となる電気事業者との間で、別途、締結いただきます。

### 2. その他契約書等の締結

系統連系に関する細目事項については、別途、四国電力・関西電力の系統運用個所と申合書等を締結いただきます。

## VI 申込書類の様式

### 1. 申込書類の様式

(四国プロジェクト)

- 別紙 1-1 風力発電設備の接続検討申込書 (特別高圧連系用)
- 別紙 1-2 風力発電設備の接続検討申込書 (高圧連系用)
- 別紙 1-3 風力発電設備の接続検討申込書 (低圧連系用)
- 別紙 2-1 風力発電設備の契約申込書 (特別高圧連系用)
- 別紙 2-2 風力発電設備の契約申込書 (高圧連系用)
- 別紙 2-3 風力発電設備の契約申込書 (低圧連系用)

(淡路島南部プロジェクト)

- 別紙 1-4 風力発電設備の接続検討申込書 (特別高圧版)
- 別紙 1-5 風力発電設備の接続検討申込書 (高圧版)
- 別紙 1-6 風力発電設備の接続検討申込書 (低圧版)
- 別紙 2-4 風力発電設備の系統連系申込書 (特別高圧版)
- 別紙 2-5 風力発電設備の系統連系申込書 (高圧版)
- 別紙 2-6 風力発電設備の系統連系申込書 (低圧版)

(四国プロジェクト・淡路島南部プロジェクト共通)

- 別紙 3 申込事業者の概要
- 別紙 4 風力発電事業者の概要
- 別紙 5 風況調査の実施状況
- 別紙 6 資金調達計画に関する説明書
- 別紙 7 発電所用地の確保状況
- 別紙 8 法規制等に関する対応状況

### 2. 留意事項

- ・ 申込書類の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズまたは A 3 サイズとしてください。
- ・ 申込書類は、すべて日本語表記としてください。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

[本受付要項に関するお問い合わせ先]

(四国プロジェクト)

四国電力株式会社 電力輸送本部  
系統運用部 託送サービスセンター  
(e-mail アドレス) wind@yonden.co.jp  
(電 話) 050-8801-3757

(淡路島南部プロジェクト)

関西電力株式会社 電力流通事業本部  
送電サービスセンター  
(e-mail アドレス) trans-sc@a4.kepco.co.jp  
(電 話) 06-7501-0695